

はじめに



近年、人口減少・少子高齢化の到来や余暇時間の過ごし方の多様化など社会経済状況の変化に伴い、観光についての意識も、これまでの名所旧跡や海・山に象徴される観光資源を求めるだけでなく、自然や地域の人とのふれあいを求める志向が高まってきています。

このような中、国においては、観光立国の推進を目指す観光立国推進基本法が制定され、平成20年10月には国土交通省に観光庁が設置され、観光立国の実現に取り組む体制が整えられたところです。

本市においても、美しい比良・比叡の山並みに抱かれたびわ湖、その玄関ともいべき大津港や、比叡山延暦寺、日吉大社、三井寺、石山寺などの社寺、石積みのまち坂本、さらに古くからの雄琴などの温泉地等、こうした観光資源を活かしながら、あたたかいおもてなしの心あふれる観光まちづくりを推進することが求められています。

今回、数多くの資源を一層磨き上げ、新たな観光交流を創出することで地域の活性化を図るために、向こう8年間の観光交流の基本的な施策や推進体制などを定めた「大津市観光交流基本計画」を策定いたしました。

計画のテーマについては、観光資源、イベント・行事、人々の活動、組織の「連携」を大切にするという思いを込めて「びわ湖大津 結の観光」とし、その推進にあたりましては、市民、事業者、団体、行政が、互いに協力しながら取り組むこととしております。私も大津市のトップセールスマントークンとして、びわ湖大津を国内外にPRし、来訪者が気持ちよく滞在してもらうことはもちろんのこと、広く市民の皆さんも含め、大津のすばらしさを知っていただき、一人でも多くの大津ファンを増やし、観光交流を推進していきたいと考えております。

終わりに、本計画の策定にあたり、様々な視点からご審議いただきました大津市観光交流計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係各位に心より厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

大津市長 目片 信



計画の枠組

策定の趣旨

観光は、人と地域の活力を高め都市経営に大きな役割を果たすものとして、ますます重要なものとなってきています。しかし大津市では、これまで観光交流に関わる総合的な指針や計画がなく、各主体それぞれが取組を進めてきたのが実情でした。

このような状況を踏まえ、本計画は、観光交流を大津市のまちづくりの基本戦略の一つととらえ、その目標と方針を明確にした上で体系的に施策を整理し、これを市民・事業者・団体・行政が一体となって取り組んでいくことを目的に策定するものです。

※観光目的以外で大津を訪れる人も対象として、従来の「観光客」を「来訪者」と表現するとともに、来訪者と地域の人々の交流で地域が活性化することに重点を置いて、「観光振興」の替わりに「観光交流」という言葉を用いています。



計画の位置づけ

本計画は、大津市総合計画基本構想に掲げる「人を結び、時を結び、自然と結ばれる 結の湖都 大津」の実現に向け、これを観光交流の観点から計画的に推進するための指針となるものです。

観光交流は、いわゆる「観光」部門だけでなく、まちづくりや人づくり等の幅広い施策との関わりが大きく、相互に強い影響を及ぼすものであることから、関係主体・関係分野の計画等との連携を図りながら、整合性の高い施策を推進するためのものと位置づけます。

本計画の具現化にあたっては、別途、取り組む事業や実施予定を明らかにしたアクションプランを策定し、着実に実施していきます。

計画の対象

(1) 分野

観光交流に関わる取組分野は、その対象が、まちなみ、生活文化、地場産業などにも広がり、まちの総合力が問われるようになってきていることから、農商工、文化、環境、景観、交通、教育、市民活動、その他の多様で幅広い分野を対象として扱います。

(2) 主体

観光振興から観光交流へ、地域ぐるみのお出迎えと地域への波及という観光の変化を踏まえ、従来から観光に関わってきた事業者だけでなく、市民・事業者・団体・行政の幅広い主体を観光交流を担う主体としてとらえ、施策を実施します。

- 市民（住民、NPO等）
- 事業者（観光事業者、一般事業者）
- 団体（観光協会、商工会議所等）
- 行政（市役所各部局、国や県等）

(3) 地域

大津市域全域を本計画の基本的な対象地域とし、観光交流の取組を展開します。加えて、広域的観光交流推進の観点から、県内の他市町や京都市、宇治市等の関西地域も視野に入れていきます。

計画の期間

計画の期間は、上位計画である大津市総合計画基本構想との整合を図るために、平成21年度～28年度までの8年間とします。